

**2020年度グローバルイノベーション研究院
戦略的研究チーム公募に関する Q&A**

Q1：外国人研究者は外国籍で日本に居住している者でもよいでしょうか。また、日本国籍で外国に居住している者でもよいでしょうか。

A1：本要項の外国人研究者とは、「海外の研究機関に所属している研究者」となります。すなわち、外国籍でも日本の研究機関に所属している場合は、含まれません。日本国籍でも海外の研究機関に所属して海外を本拠地としている場合は、含まれます。

Q2：外国人研究者に内諾をとる必要がありますか。

A2：提出された提案書をもとに戦略的研究チームの選定が行われます。選定された場合に、外国人研究者を提案書のとおり、雇用もしくは招へいすることができるよう、あらかじめ確認しておく必要があります。

Q3：外国人研究者の人件費について上限はありますか。

A3：【一般枠】の1チームあたりの人件費の上限は400万円です。
【若手枠（申請時現在、47歳未満で構成されるチームとする）】の1チームあたりの人件費の上限は150万円です。
【分野グループ】の人件費は、GIR 研究院長が毎年各分野グループに示す額を上限とする。

Q4：外国人研究者の勤務形態について。

A4：外国人研究者は裁量労働制となります。

Q5：31日以上の連続雇用が難しい場合は、どのように対応すべきでしょうか。

A5：31日以上の連続した来日期間が確保された場合、雇用として手続きを行います。来日期間が31日に満たない場合は、招へいの手続きとなります。招へいの場合、雇用の場合に比べて、待遇が相応に低減することになります。

Q6：複数の外国人研究者を雇用、招へいする場合、全員をスーパー教授とすることは可能ですか。

A6：チームにおけるスーパー教授の人数は1名としてください。
【若手枠】（申請時現在、47歳未満で構成されるチームとする）については、スーパー教授の雇用、招へいは必須としない。

Q7：外国人研究者の短期招へいは可能ですか

A7：滞在日数 14 日未満の招へいは原則不可です。やむを得ない事情で、短期招へいする場合には「理由書」を提出し、GIR 運営委員会の承認が必要となります。

Q8：外国人研究者を招へいするための旅費は実費で支出することが可能ですか。

A8：招へいするための旅費は、原則、実費支給となりますが、1 チームあたりの旅費上限額内で運用していただくことになり、予算残額によっては制限する場合があります。

Q9：教員の他チーム（既存）における重複は可能ですか。

A9：チーム構成メンバーの既存チームとの重複は避けてください。

Q10：雇用の途中で海外の国際会議に参加する場合、雇用は途切れますか。

A10：雇用期間中に GIR 用務として国際会議に参加される場合、雇用は途切れません。

Q11：外国人研究者の雇用期間中、国内出張、外国出張の制限はありますか。

A11：雇用期間中の、国内、外国へのお出張の制限はありません。

(出張の用務内容は GIR の研究活動に関する用務とし、その旅費はチームに配分する研究費から支出いただきます。)

Q12：外国人研究者が土日祝日を利用し、母国へ帰国し平日は日本へ戻り勤務することは認められますか。

A12：土日祝日を利用した場合については制限を設けておりませんので、雇用期間中の勤務に支障がなければ問題ありません。私事の場合は、往復の旅費について GIR 予算から支出はできません。